

雇用ニュース

つがる
2026



4月号(3月内容)

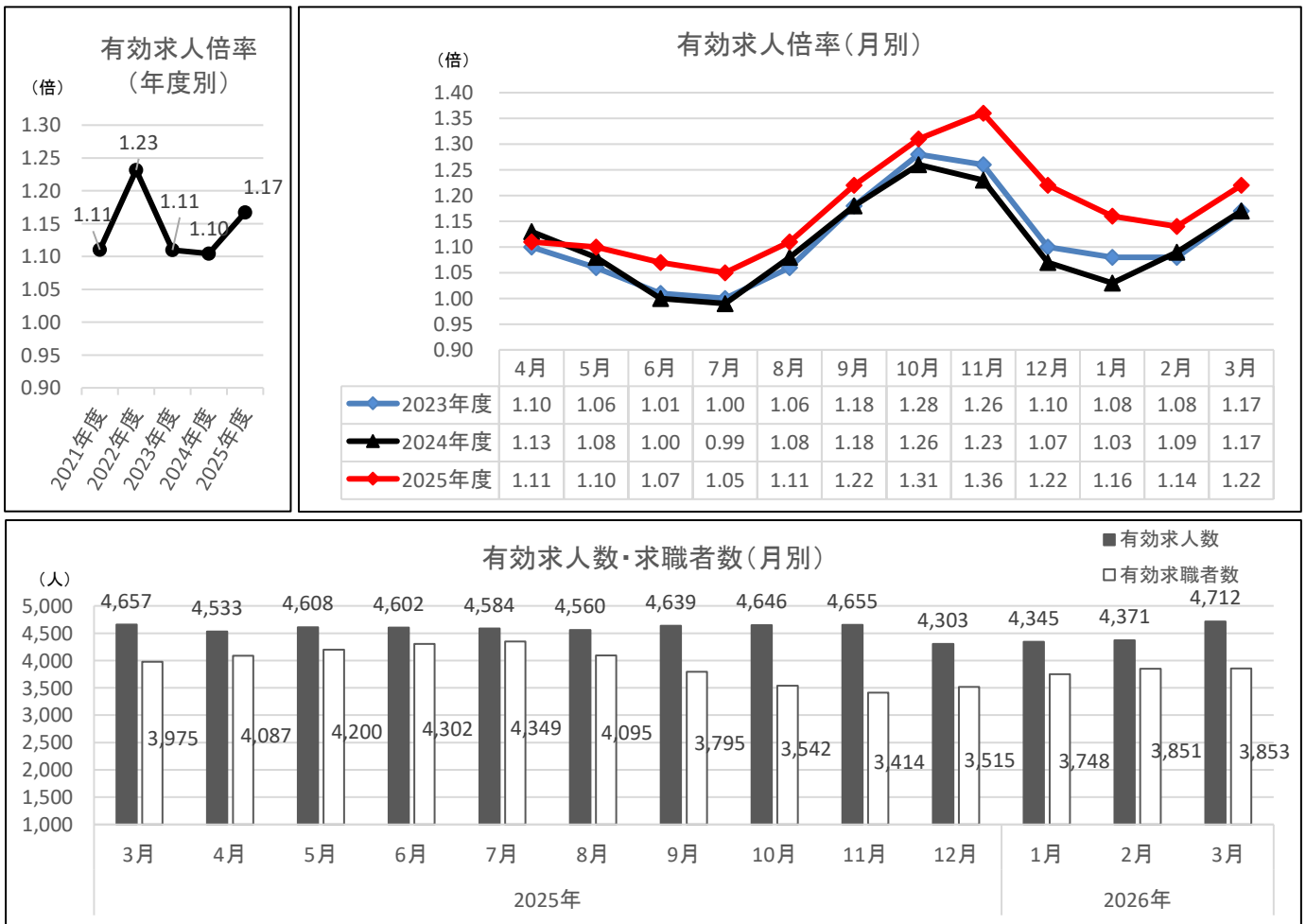


ハローワーク弘前 (弘前公共職業安定所)

〒036-8502 弘前市南富田町5-1

TEL 0172-38-8609

●有効求人数・求職者数・求人倍率の推移



○求人・求職の状況

- ・有効求人倍率は1.22倍となり、前年同月を0.05ポイント上回りました。また、前月比では0.08ポイント上回りました。
- ・有効求職者数は3,853人で、対前年同月比3.1% (122人) 減少しました。
- ・有効求人数は4,712人で、対前年同月比1.2% (55人) 増加しました。
- ・新規求職申込件数は978件で、対前年同月比8.9% (80件) 増加しました。
- ・新規求人数は1,724人で、対前年同月比10.7% (167人) 増加しました。
- ・就職件数は388件で、対前年同月比3.5% (13件) 増加しました。

●一般職業紹介状況（管内）

1. 全数

	2026年 3月	2025年 3月	増減数	増減率(%)	2025年度 3月(累計)	2024年度 3月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	1,724	1,557	167	10.7	19,983	19,948	35	0.2
月間有効求人数 (人)	4,712	4,657	55	1.2	54,558	54,507	51	0.1
新規求職申込件数 (件)	978	898	80	8.9	10,546	11,083	▲ 537	▲ 4.8
月間有効求職者数 (人)	3,853	3,975	▲ 122	▲ 3.1	46,751	49,354	▲ 2,603	▲ 5.3
紹介件数 (件)	845	826	19	2.3	8,007	8,707	▲ 700	▲ 8.0
就職件数 (件)	388	375	13	3.5	3,155	3,557	▲ 402	▲ 11.3
就職率 (%)	39.7	41.8	▲ 2.1	*	29.9	32.1	▲ 2.2	*
新規求人倍率 (倍)	1.76	1.73	0.03	*	1.89	1.80	0.09	*
有効求人倍率 (倍)	1.22	1.17	0.05	*	1.17	1.10	0.07	*

注) 学卒を除きパートタイムを含む。

2. 常用的フルタイム

	2026年 3月	2025年 3月	増減数	増減率(%)	2025年度 3月(累計)	2024年度 3月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	1,053	870	183	21.0	11,252	11,089	163	1.5
月間有効求人数 (人)	2,792	2,724	68	2.5	32,010	31,843	167	0.5
新規求職申込件数 (件)	599	552	47	8.5	6,007	6,175	▲ 168	▲ 2.7
月間有効求職者数 (人)	2,203	2,221	▲ 18	▲ 0.8	25,838	27,214	▲ 1,376	▲ 5.1
紹介件数 (件)	453	475	▲ 22	▲ 4.6	4,586	4,861	▲ 275	▲ 5.7
就職件数 (件)	175	184	▲ 9	▲ 4.9	1,705	1,900	▲ 195	▲ 10.3
就職率 (%)	29.2	33.3	▲ 4.1	*	28.4	30.8	▲ 2.4	*
新規求人倍率 (倍)	1.76	1.58	0.18	*	1.87	1.80	0.07	*
有効求人倍率 (倍)	1.27	1.23	0.04	*	1.24	1.17	0.07	*

注) 学卒及びパートタイムを除く。

3. 常用的パートタイム

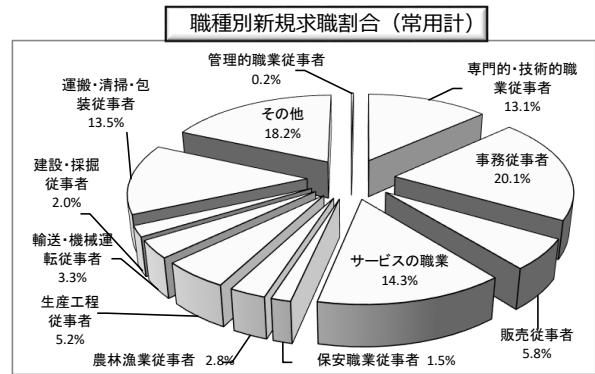
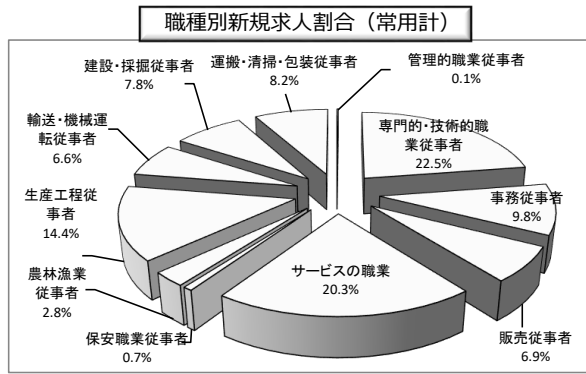
	2026年 3月	2025年 3月	増減数	増減率(%)	2025年度 3月(累計)	2024年度 3月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	430	461	▲ 31	▲ 6.7	5,302	5,641	▲ 339	▲ 6.0
月間有効求人数 (人)	1,316	1,372	▲ 56	▲ 4.1	14,823	15,615	▲ 792	▲ 5.1
新規求職申込件数 (件)	333	307	26	8.5	3,088	3,324	▲ 236	▲ 7.1
月間有効求職者数 (人)	1,352	1,453	▲ 101	▲ 7.0	16,537	17,338	▲ 801	▲ 4.6
紹介件数 (件)	300	294	6	2.0	2,545	2,860	▲ 315	▲ 11.0
就職件数 (件)	169	157	12	7.6	1,082	1,231	▲ 149	▲ 12.1
就職率 (%)	50.8	51.1	▲ 0.3	*	35.0	37.0	▲ 2.0	*
新規求人倍率 (倍)	1.29	1.50	▲ 0.21	*	1.72	1.70	0.02	*
有効求人倍率 (倍)	0.97	0.94	0.03	*	0.90	0.90	0.00	*

◆新規求人倍率＝新規求人数÷新規求職申込件数

◆有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

◆就職率＝就職件数÷新規求職申込件数×100

◇「常用的」とは雇用期間が4ヶ月以上又は定めがないもの



注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

4. 職種別求人・求職・紹介状況（常用計）

(単位：人、件、倍)

職業分類	項目	新規求人数	有効求人数	新規求職申込件数	月間有効求職者数	紹介件数	就職件数	充足数	有効求人倍率
職業計		1,483	4,108	932	3,555	753	344	386	1.16
A	管理的職業従事者	2	7	2	4	1	0	0	1.75
B	専門的・技術的職業従事者	333	915	122	418	91	54	62	2.19
C	事務従事者	146	368	187	732	227	79	81	0.50
D	販売従事者	102	317	54	192	39	11	10	1.65
E	サービスの職業	301	949	133	390	144	70	81	2.43
F	保安職業従事者	11	87	14	34	21	10	10	2.56
G	農林漁業従事者	41	69	26	75	37	18	25	0.92
H	生産工程従事者	213	465	48	225	40	25	26	2.07
I	輸送・機械運転従事者	98	296	31	124	33	23	26	2.39
J	建設・採掘従事者	115	259	19	82	20	5	8	3.16
K	運搬・清掃・包装等従事者	121	376	126	540	100	49	57	0.70
	分類不能の職業	0	0	170	739	0	0	0	0.00

◆充足数：自安定所の求人が安定所（他安定所を含む）の紹介斡旋により、求職者と結びついた件数

注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

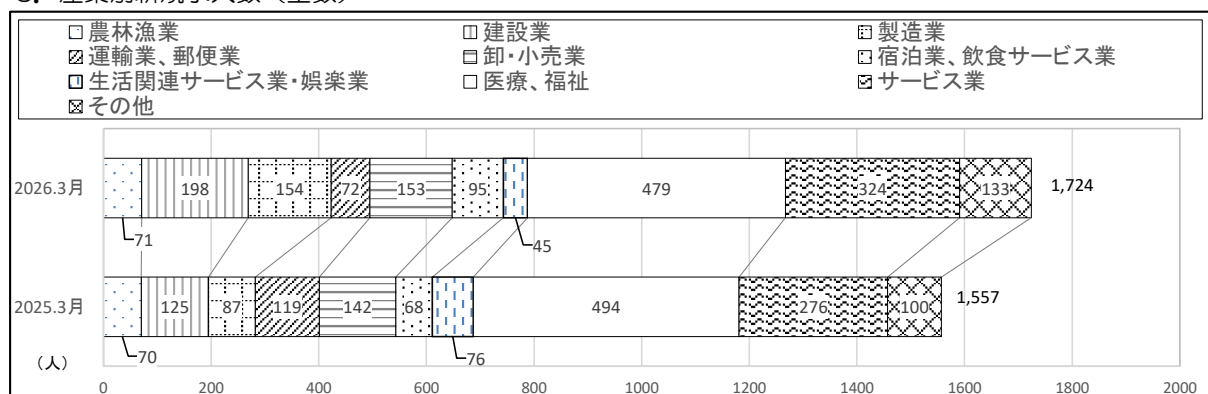
5. 年齢別・職種別有効求職者数（常用計）

(単位：人)

職業分類	年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	55歳以上の割合
職業計	3,555	292	642	655	750	798	418	34.2%
A	4	0	1	0	3	0	0	0.0%
B	418	34	95	89	87	75	38	27.0%
C	732	56	148	172	189	131	36	22.8%
D	192	24	44	27	46	37	14	26.6%
E	390	29	37	65	84	109	66	44.9%
F	34	3	1	0	5	11	14	73.5%
G	75	5	5	12	15	19	19	50.7%
H	225	24	41	39	52	49	20	30.7%
I	124	1	12	9	21	47	34	65.3%
J	82	10	20	12	10	14	16	36.6%
K	540	24	73	84	111	169	79	45.9%
	739	82	165	146	127	137	82	29.6%

注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

6. 産業別新規求人人数（全数）



特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内

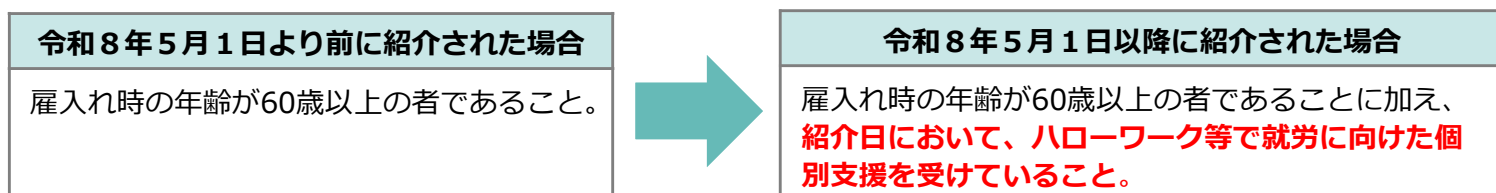
高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

令和8年5月1日以降の紹介より、高年齢者（60歳以上）の要件を見直します



採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円（15万円）×2期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期） <small>※第3期は34万円</small>

()内は大企業に対する支給額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- 採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ①の区分では他に「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「アイヌの人々」などが対象となります。
- トライアル雇用助成金を活用し雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者及び障害者）をトライアル雇用終了後も引き続き継続して雇用する場合、本助成金の一部を受給できる場合があります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※ 雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。